

『徳川幕府県治要略』より

つ土地に対する権利が、さまざまに形で所有されていたのです。太閤検地は、土地に対する権利・義務を、実際に耕作している農民だけに限定すること、こうした旧来の権利関係を無条件に否定しました。太閤検地により、荘園制はその

検地とは、検地奉行の下で、一筆(畦で区画された一枚の田畠)の面積を実測することですが、検地をおこなうと村単位に検地帳を作成し、一筆ごとに耕作人を記名して、年貢負担者となりました(これを名請人という)。

これにより、耕作人と年貢負担者が一致することになり、荘園制の下では耕作人より上位にあった「作人」や「下司」、荘園領主の存在は、否定されることになりました。また、土地の生産性を、全国的に同じ基準の石高で、計量的に把握することが可能になりました。太閤検地は、「村」の範囲や境界、その構成員を確定することにもなり、村落共同体としての「村」を制度的に確立するとともに(このことを「村切り」といいました)、直接生産者である農民の自立をうながし、近世封建社会の基礎をうちたてたものとして評価されているのです。

小早川時代の検地

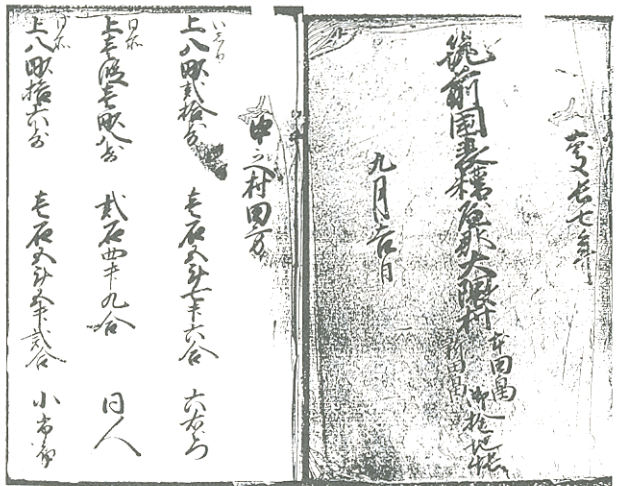
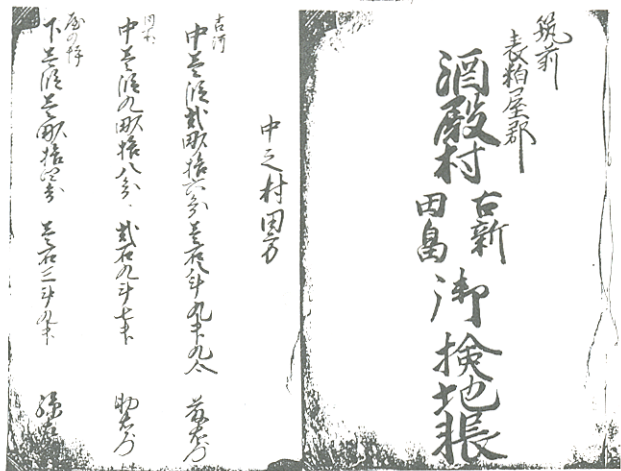
筑前では、小早川氏の支配した時代、まず天正十五年(一五八七)と、翌十六年から十八年にか

- ① 間竿(測量の基準となる長さ一間の竿)を六尺三寸に統一したこと
- ② それまで一反 \parallel 三六〇歩であったのをあらためて、三〇〇歩(三〇〇坪)を一反としたこと
- ③ 一反 \parallel 三六〇歩にもとづく大(二四〇歩)・半(一八〇歩)・小(一二〇歩)の呼称を廃止したこと(一反小拾歩という表記は一反+一二〇歩+一〇歩の意味でした)
- ④ 枧を京枧に統一したこと

などです。

けての二度、検地がおこなわれました。しかし、これは指出検地であって、いまだ「太閤検地の原則」にそったものでなく、筑前で太閤検地とみとめられるのは、つぎに実施された、文祿四年(一五九五)の検地であるといわれています。ただ、研究者の説もまだ確立されておらず、指出検地をも太閤検地にふくむべきだとする考えや(木村忠夫「筑前小早川検地について」、従来太閤検地とされた文祿検地も、じつは机上の計算をふくんでおり、実測されたかどうかは疑問とする説も提出されています)。

指出検地というのは、百姓・寺社などから田畠の面積・年貢量などを書き上げて提出させるもので、実際には「竿入れ」(測量)をせずに



酒殿村と大隈村の慶長検地帳(写し)

制)。

『福岡県史資料』第一輯に収録されている、「筑前田畠之高村々指出前之帳(金吾中納言殿の時之分)」は、編者によって、「天正年間筑前各郡村田畠高」の題があたえられています。この村高についてはこれまで、じつは天正ではなく、文祿四年の検地による石高をあらわしたものとされていますが、最近では、秀秋が旧領を回復して二度目の入国をはたした、慶長四年(一五九九)のものとする説が有力です(松下前掲書。そこで、以下では慶長四年指出帳と略記することにします)。

すませたのです。天正十六〜十八年の検地では、皇貢を分古銭(何貫何文)で表示し、それをさらに田数に換算して、本来の田数に合算したことが知られています(木村前掲論文)。また田数は、一反 \parallel 三六〇歩をもとに、大・半・小の表記が採用されていました。これらの点で、太閤検地というより、むしろ戦国大名の検地に連なる方式がとられていたことがわかります。

文祿四年の検地は、豊臣氏の奉行人、山口玄蕃頭宗永によりおこなわれたのですが、検地帳の表示様式は「太閤検地の原則」にかなっているものの、実際に「竿入れ」がなされたかどうかについては、なお疑問の余地があるとされています(松下志朗『幕藩制社会と石高

江辻村・大隈村・酒殿村・中原村・打橋村の五か村でしかありません(第2表参照)。このことは、文祿検地すなわち太閤検地によって、近世的な「村」として成立したのが、この五か村だったことを意味しています。江戸時代に、粕屋町域にあった他の六か村は、この五か村のなかからつきつきに分離することで、成立していったのでした。

太閤検地では、田畠の面積を実測した後、田畠一筆ごとに、「石盛」という作業がおこなわれます。一反の田畠の生産性をしめす等級(上・中・下・下々など)と、基準になる石高をあらかじめ決めておき、一筆ごとに田畠の等級を決めて、それぞれの田畠の面積に応じ